

事 務 連 絡
令和 7 月 7 月 18 日

関係各位 殿

国土交通省航空局安全部航空安全推進室
空港運営安全企画調整官

「航行不能航空機の撤去に関する空港運用ガイダンス」の改正について

平素より、航空行政へのご理解及びご協力、各空港の安全の確保についてご尽力戴き、感謝申し上げます。

各空港において航行不能航空機が発生し滑走路閉鎖等空港運用に影響を生じた際、影響を確認して暫定滑走路運用が可能な場合は空港運用を継続するとともに、並行して当該機を早期に撤去又は移動させることにより空港運用への影響を最小限に留めることを目的として、空港運用業務指針の内容を補足する「航行不能航空機の撤去に関する空港運用ガイダンス」を令和 6 年 9 月に制定しております。

今般、当該ガイダンスの一部を改正しましたのでお知らせいたします。